

# 独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程

令和2年1月24日  
海技教育機構規程第9号

最終改正 令和6年3月1日海技教育機構規程第63号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）への寄附の受入れの基準等に関する必要な事項を定め、機構における寄附の適正な運用を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金 機構の業務の奨励を目的として寄附される現金及び有価証券をいう。
  - (2) 寄附金等 機構の業務の奨励を目的として寄附される寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。
  - (3) 一般寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ用途を特定せず、使用に当たり機構が用途を特定するものをいう。
  - (4) 用途特定寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ用途を特定するものをいう。
  - (5) 募集特定寄附金等 寄附金等のうち、寄附の募集にあたり、機構があらかじめ用途を特定するものをいう。
- 2 独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程（平成30年規程第25号。以下「賛助会員制度規程」という。）第4条第2項に規定する賛助会費（以下「賛助会費」という。）は前項第3号の一般寄附金等とし、練習船教育支援募金実施要領（平成29年海業第3号）に定める練習船教育支援募金（以下「練習船教育支援募金」という。）については、前項第5号の募集特定寄附金等とする。

## (受入基準)

第3条 機構は、次の各号の全てに適合していると認めるときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条に規定する業務のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。
  - ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡又は使用させること。
  - イ 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
  - ウ 寄附者が寄附金等の使用について、会計の検査（これに類するものを含む。）を行うこと。
  - エ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。

(4) 寄附金等が反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者からの寄附でないこと。

(寄附受入等審査委員会の設置)

第4条 機構に、次に掲げる事項の審査を行うため、寄附受入等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 寄附申し込みのあった寄附金等についての受入に関すること。
- (2) 一般寄附金等の使途の特定に関すること。
- (3) 募集特定寄附金等の募集に関すること。
- (4) 寄附金等の使途の変更に関すること。
- (5) 賛助会員制度規程に定める賛助会員の入会及び除名に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次の者をもって充てる。

委員長 理事（総務担当）  
副委員長 理事（企画担当）  
委員 理事（航海訓練担当）  
理事（教育担当）  
審議役  
総務部長  
企画調整部長  
学校教育部長  
航海訓練部長

3 前項に掲げる者のほか、必要に応じ委員長の指名する者を委員に加えることができる。

4 委員長は、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、審査内容が軽微であると認める場合及びその他特に認める場合には、書面の回議等により委員の意見を求めることをもって、招集による委員会の開催に代えることができる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員を委員会に出席させ意見を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、審査結果について、理事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(運営に関し必要な事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(寄附の申し込み)

第11条 寄附(賛助会費及び練習船教育支援募金を除く。次条において同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申し込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 寄附申込書(別紙様式)に必要な事項を記載の上、機構に提出

(2) 機構ホームページ上の「寄附申込フォーム(WEB申込)」に必要な事項を入力

2 賛助会費及び練習船教育支援募金の手続きに関しては、賛助会費にあつては賛助会員制度規程に、練習船教育支援募金にあつては練習船教育支援募金実施要領に定める。

(寄附の受入の決定)

第12条 理事長は、前条第1項の規定により寄附申込書の提出があつたときは、委員会に審査を行うよう指示するものとする。

2 前項の規定により指示を受けた委員会は、第3条の基準に従いその内容を審査し、その結果を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の審査結果を踏まえ、寄附の受入れの可否を決定しなければならない。

4 理事長は、寄附の受入れの可否を決定した場合は、その結果を寄附申込者に通知する。

5 理事長は、受入れを決定した寄附が一般寄附金等である場合には、その用途を特定しなければならない。

6 第1項及び第2項の規定は、前項の用途の特定に準用する。

(募集特定寄附金等の募集)

第13条 機構本部の部長及び室長、練習船の船長並びに学校長は、寄附金募集計画書を委員会へ提出することにより募集特定寄附金等の募集を提案することができる。

2 委員会は、前項の寄附金募集計画書の提出があつた場合は、募集特定寄附金等の用途及び募集の適否を審査し、その結果を理事長に報告する。

3 理事長は、前項の審査結果を踏まえ、募集特定寄附金等の用途及び募集の適否を決定する。

(寄附の取扱い)

第14条 受納した寄附金等は、独立行政法人海技教育機構会計規程(平成18年規程第32号)等に定めるところにより取扱うものとする。

(受領書等)

第15条 寄附金等を受納したときは、寄附者に受領書を発行しなければならない。

2 理事長が必要と認める場合は、寄附者に対して感謝状を発行することができる。

3 感謝状の発行及び発行簿の管理は、総務課が行う。

(使途変更)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審査を経て寄附金等の使途を変更することができる。

- (1) 寄附目的が達成又は終了し、寄附金に残額が生じたとき。
- (2) 使途として特定された活動が中止されたとき。

(寄附金等の公表)

第17条 機構が受納した寄附金等について、寄附金総額及びその使用実績等を機構のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(会計処理)

第18条 受納した寄附が物品等の資産による場合は、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会報告書）第26「無償取得資産の評価」等に基づき処理し、寄附金による場合は、第85「寄附金の会計処理」等に基づき処理しなければならない。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第19条 機構が、現に寄附の申し込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約を行う場合、理事長及び契約担当者は会計規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

(適用除外)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 他の規程等により寄附金等を取り扱うことが可能な場合
- (2) 寄附金等が国、地方公共団体又は他の独立行政法人からの寄附である場合
- (3) その他特別な事情があると機構が判断する場合

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年海技教育機構規程第9号）

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 独立行政法人海技教育機構寄附金品受領細則（平成21年7月達第5号）は、廃止する。

附 則（令和4年海技教育機構規程第48号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年海技教育機構規程第36号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年海技教育機構規程第63号）

この規程は、令和6年3月1日から施行する。